

平成28年度 第3回新居浜市地域公共交通活性化協議会議事録

○日 時 平成29年3月28日(火) 13:30～14:15

○場 所 新居浜市役所 3階 応接会議室

○出席者 ・協議会委員：寺田政則会長、星加勝一副会長
渡部光男委員、河渕茂委員、窪仁志委員(代理)、
白石昌史委員、庄野達也委員、山本泰士委員、
田村修也委員、三木博喜委員、今村美鈴委員、
越智千鶴子委員、矢野英司委員、永易大典委員、
砂田篤志委員(代理)、谷本昌啓委員
山下文明委員(代理)、鴻上浩宣委員
18人

(欠席)

高橋昭雄委員、関谷俊夫委員
2人

・事務局：安永 運輸観光課副課長(事務担当)
二宮 運輸企画係長(事務担当・出納員)

・傍聴者：1人

○会議次第

1 開 会

2 報告事項

(1)平成28年度事業報告について

3 協議事項

(1)平成29年度事業計画(案)について

(2)平成29年度収支予算(案)について

4 その他

(1)新居浜市地域公共交通網形成計画の策定について

(2)JR新居浜駅のバリアフリー化事業について

5 閉 会

1. 開 会

【事務局】

定刻が参りましたので、ただいまから、平成28年度第3回「新居浜市地域公共交通活性化協議会」を開催いたします。

本日の出席状況ですが、愛媛県ハイヤー・タクシー協会の高橋委員さん、愛媛県バス

協会の関谷委員からご欠席とのご連絡を頂いております。現在、20人中18人のご出席で過半数を超えていますので、協議会規約第8条第2項に基づきまして、会議を進めさせていただきます。

また、本日は代理出席として、四国旅客鉄道株式会社から愛媛企画部副長の羽野様、瀬戸内運輸労働組合から書記長の見崎様、四国運輸局愛媛運輸支局から企画専門官の池田様にご出席いただいております。よろしくお願いたします。

なお、本日の会議は、協議会規約第8条第4項に基づきまして、公開とさせていただきます。事前に開催日時などを市民にお知らせして傍聴を認め、会議の開催結果についても、議事録などを公表することといたしておりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

それでは、これより、会長の議事進行でお願いいたします。

2. 報告事項

【会長】

それでは、会議次第に従いまして、議事を進行させていただきます。

まず、報告事項(1)平成28年度事業報告について、事務局から報告願います。

(事務局から報告、説明)

【会長】

ありがとうございました。只今の報告内容につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

(質疑応答等なし)

【会長】

ご質問、ご意見がないようですので、協議事項に移らせていただきます。

3. 協議事項

【会長】

それでは、協議事項でございます、(1)平成29年度事業計画(案)についてと、関連がございますので(2)平成29年度収支予算(案)について2件続けて、事務局から提案願います。

(事務局から提案説明)

【会長】

ありがとうございました。事務局から提案のありました平成29年度事業計画(案)及び平成29年度収支予算(案)につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

(質疑なし)

【会長】

ご質問、ご意見がないようですので、協議事項(1)平成29年度事業計画についてと、(2)平成29年度収支予算につきまして、ご承認いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

4. その他

【会長】

続きまして、「その他」に移りたいと思います。

まず、(1)新居浜市地域公共交通網形成計画の策定につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

【会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明のありました内容につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

(なし)

【会長】

それでは続きまして、(2)JR 新居浜駅バリアフリー化事業につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

【会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明のありました内容につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

(なし)

【会長】

その他、どのようなことでも構いませんので、各委員の皆様方から、何かご意見や参考になるようなことがございましたら、ご発言をお願いいたします。

【永易委員】

前回の協議会でも話題になったのですが、運転免許証自主返納者に対するサービスとしてせとうちバスさんが4月から割引を開始してサービスを向上させるという話が出たのですが、今回追加でお願いをしたいと思っております。実は、この3月12日から改正道路交通法が施行され、高齢者の運転対策推進ということが盛り込まれております。内容としましては、高齢者の免許証更新時、また一定の違反行為をしたときに、認知機能検査を受けることになります。それで、認知症の恐れありと判断された場合、医師の診断が義務化されたということでもあります。それによって医師が診断書を作成することになるのですが、医師の診断の結果、認知症と判断された場合は、運転免許の取り消し等の対象となることになりました。診断書を出すにあたり、運転継続希望者とのトラブルとして、診断書を出した医師が言い方は悪いのですが逆恨みされる恐れがあったり、逆に、医師が問題なしと診断した方が、事故を起こした場合などの責任についてはどこにあるのか、などという責任がかかってくるのではないかと考えております。そこで、医師会としましては、極力、医師の診断を受けられる前に運転免許証の自主返納を促せないかというところがありまして、返納後の移動手段の確保や公共交通のサービス向上、他市で行っているようなタクシーの割引等、様々な移動手段の確保についての更なるサービス拡充について要望を考えておりますため、行政をはじめ、各交通事業者、関係団体等に協力をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。新居浜市の方でも、せとうちバスさんが4月から半額の割引を開始されサービスを向上させていただけるということではありますが、永易委員さんご提案の内容につきまして、各事業者、行政それぞれの立場において検討すべきであると考えますが、何かこの場でございますでしょうか。

【渡部委員】

前回の協議会で話題になったため、3月14日の新居地区旅客自動車協同組合の定例会において、タクシー料金の割引についてご協力いただけないかという話をしたところ、前向きに検討していこうということになりました。また、松山市では割引を実施している事業者もあり、現在の社会情勢を鑑みると、考慮してもよいのではないかという意見もあるが、事業者全体でまとまって実施するというにはならないため、任意に各事業者の判断において申請を出して実施するという方向で進めようということになっておりますため、新居地区においては、なるべく希望にそえる形で進めていきたいと考えております。

【永易委員】

ありがとうございます。タクシーなどの利用料金が割引されると、利用者も増加し、収益も増えるのではないかという話もありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

他に、何かご意見はございませんか。

【田村委員】

四国中央市で実施されているのは、運転免許証を自主返納された方に、デマンドタクシーを自家用車の代わりとしてご利用いただけるよう、一回限りではありますが、自主返納者に対してチケットをお渡しし、デマンドタクシーをご利用いただけるようにしております。利用者にとっては、継続できる割引制度が良いと思われませんが、財源の限りもありますことから、まずは一回限りのサービスであっても、きっかけづくりにはなるのではないかと考えております。実際、家族にも言われ、本当は免許証を返したいけれど、現状の交通状況では不安が残り返せないというところがあると思えますので、そのあたりをどのように導いて、自主返納を促せるか考えていかないといけないところであります。

もうひとつ、先ほど永易委員からのご意見の中の、認知機能検査についてですが、現在は教習所で実施してもらっているが、今後受ける人がどんどん増加する見込みであるため、警察署でも実施できるようにということで講習を受けて実施できるようにしております。一番良いのは、本人の意思で自主返納していただくことが望ましいのですが。

【会長】

ありがとうございました。事業所さんはもとよりですが、行政としてもできることについては検討していきたいと思えます。

【鴻上委員】

道路交通法の改正で、自主返納ではなく強制的に失効するということでしょうか。

【永易委員】

流れとしましては、まず認知機能検査を行う、そこで、正常と認知機能の低下のおそれ、認知症のおそれの3つに分類され、認知症のおそれのある方は医師の診断を受け診断書を出すということになります。この段階で本人が自主返納するということであれば返納していただけますし、再度受けられるということであれば、自費にはなりますが再受検も可能となります。最終的に診断書を出した人については、運転免許の取り消し対象となり、自主返納ではなく失効という扱いになってきます。自主返納にならないと、自主返納時のメリット、サービスが受けられないということにもなります。

【鴻上委員】

現在、デマンドタクシーについては、運転免許証自主返納者についてのみ割引対象となっておりますので、例えば、道路交通法の改正に合わせて自主返納ではないような場合であっても対象となるように検討していきたいと思えます。今、デマンドタクシーの利用者のうち、自主返納者の割合が28%とかなり高くなっております。また

先ほど立地適正化計画の話も出ましたが、この中の市民アンケートにおいても、まち全体の活性化において何が重要かという設問に対して、車を利用しない、人にやさしい公共交通を利用しやすい環境の充実という回答が一番重要という項目にあがっておりますので、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画を策定していく中で、行政だけでできるものでもありませんので、各交通事業者さまにもご協力をいただきながら対応について協議していただきたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。

【会長】

それでは、他に何かご意見はございませんか。

【星加副会長】

前回の協議会で、自主返納の際は基本は本人が行かないと手続きができないということで、家族であれば手続きができるというところまでは確認したのですが、遠方にいる家族が平日には帰ってこれなくて、結局手続きができないということになるため、家族ではなく近所の人でも委任状があれば代理で手続きができるよう検討していただけないでしょうか。

【田村委員】

代理の方でも運転免許証の返納手続きができないかということですが、誰でも手続きができてしまうと、本人の権利義務が失われてしまうところがございます。しかし、最近はそのような要望も多いことから、現在、本部の方でどのようなことができるか検討されていると聞いておりますので、何か新たな情報がありましたらお伝えいたします。

【会長】

ありがとうございます。それでは、その他に何かございませんか。

【谷本委員】

地域公共交通網形成計画の策定について事務局から説明がありましたが、こちらを策定するメリットとして、デマンドタクシー運行事業に対する国庫補助金上限額の漸減幅が緩和されるとなっておりますが、おそらく計画の実施期間のみ保障され、実施期間を過ぎるともとに戻ってしまうという懸念もございます。そのため、本計画の策定のメリットと言いますか目的のひとつとして、現状分析の調査が行われますが、本協議会の協議の中でも出ました高齢者や免許証自主返納者の足をどうするのかという事象などを加味しまして、公共交通が持つ価値というものをどこまで認めて、サポートするのかということ、関係者の間で共有するという視点が必要となってくるのではないかと考えます。そうしないと、緩和措置がなくなった時に、市の負担のみ増加していくという可能性もありますので、地域の方が必要としている公共交通の維持についてどこまでサポートしていくのかということも、計画策定の際に視点として入れていただきたいと思っております。また、将来にわたって、持続的に公共交通が維持されて、まちづくりと同時進行していくということがベストであると思っております。

すので、そのところよろしく願いいたします。

【会長】

事務局の方、何かありますか。

【事務局】

計画策定の際に参考にさせていただきます。

【会長】

その他、何かございませんか。各委員さんから、他にご意見等もないようでございますので、最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

【事務局】

本日は、御審議ありがとうございました。また、来年度の事業計画・予算につきましてご承認いただき、ありがとうございました。

また、委員の任期についてでございますが、協議会規約により、任期は2年と定められておりますので、来年度も引き続きよろしく願いいたします。

6月に予定しております次回協議会におきましては、10月以降の生活交通確保維持改善計画の策定、28年度監査報告及び決算の承認を予定しておりますので、御審議よろしく願いいたします。

なお、次回の開催日程につきましては、会長、副会長さんと調整させていただいて、改めて御案内させていただきます。

以上でございます。

5. 閉会

【会長】

以上で、予定をいたしておりました事項をすべて終了いたしましたので、本日の会議は散会いたします。どうもありがとうございました。